



第 4 号様式

流 家 第 1761号
令和 7 年 3 月 27 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第107号		
監査の種類別		定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項	
子ども家庭部子ども家庭課	意見	長期継続契約について、年度途中に契約期間満了をむかえるものの、1年分の金額で支出負担行為票を起票していた。適正な事務執行が行われるよう、チェック体制の強化を図られたい。	長期継続契約である「南流山児童センターネットワークプリンタ賃貸及び保守に係るリース料金」について、契約期間のチェック等、支出負担行為票の起票前に、「再度契約書との突合を行う」とともに、支出負担行為票の決裁時に複数人で基本事項の確認を行うために「契約書の写し」の添付し、チェック体制の強化を図るよう、課内で周知しました。	
子ども家庭部子ども家庭課	意見	修繕契約において、業務委託契約書の様式を使用し契約を締結していた。適正な契約事務の執行がなされるようチェック体制の強化を図られたい。	契約に係る予算執行伺書等の決裁に際し、目視だけでなく、鉛筆等で決裁文書の内容について「✓」するなど、「チェックの見える化」を行うとともに、契約関係書類については、「再度、決裁終了後に複数人で様式や金額、契約日等の確認を行う」など、チェック体制の強化を図るよう、課内で周知しました。	

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。